

# 墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例（案）概要

<p><b>前文</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の尊重と法の下での平等は、全ての人に保障されている権利であり、その実現は、区民の共通の願いである。</li> <li>今なお存在する女性と男性の格差解消を目指すとともに、多様な性を尊重する男女共同参画社会の実現を目指す。</li> </ul>	
<p><b>第1章 総則（第1条～第9条）</b></p>	
<p>制定の目的、制定に対する決意、用語の定義など、条例全般にわたる事項、男女共同参画社会実現のための責務と協働について規定</p>	<p><b>目的（第1条）</b> 女性と男性の格差解消と多様な性を尊重する男女共同参画社会の実現</p> <p><b>定義（第2条）</b> 男女共同参画社会：性別等にかかわらず、全ての人々が、社会の対等な構成員として、参画の機会と利益の享受ができ、共に責任を担う社会</p> <p><b>基本理念（第3条）</b> ※全ての基本理念を、男女二元の前提から、多様な性を包摂することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>性別等にかかわらず全ての人の人権尊重</li> <li>性的指向又は性自認の尊重【新設】</li> <li>固定的な性別役割分担意識の解消と多様な活動を選択できる社会</li> <li>活動の方針の立案及び決定過程への参画</li> <li>個人の自己決定の尊重と全ての人々の生き方の尊重【新設】</li> <li>家庭内の人権尊重と協力【新設】</li> <li>家庭生活と社会生活、地域活動等の両立</li> <li>あらゆる学習の場における男女共同参画社会への取組</li> </ol>
<p><b>第2章 性別等に起因する差別等の禁止（第10条）</b></p>	
<p>男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止を規定</p>	<p><b>性別等に起因する差別等の禁止（第10条）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>性別等に起因する差別的な取扱い及びその他の人権侵害の禁止</li> <li>セクハラ、その他のハラスメント、DV等暴力の禁止</li> <li>女性に対する暴力、その他性別等に起因する差別を助長する表現の禁止</li> <li>カミングアウトの強制や禁止、アウトティングの禁止【新設】</li> <li>性別表現の妨げの禁止【新設】</li> </ol>
<p><b>第3章 基本的施策（第11条～第14条）</b></p>	
<p>男女共同参画社会実現のために区が実施する基本的な施策に関する規定</p>	<p><b>行動計画の策定（第11条）</b></p> <p><b>年次報告（第12条）</b></p> <p><b>推進施策（第13条）</b> ※全ての推進施策を、男女二元の前提から、多様な性を包摂することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>研究調査、普及及び広報に関する施策</li> <li>性別等の役割の固定化や差別的な取扱いにより選択の自由を制約しない施策</li> <li>人生を共にしたい人と家族として暮らすことの尊重【新設】</li> <li>家庭生活と社会生活、地域活動等の両立支援施策</li> <li>あらゆる学習の場における施策</li> <li>セクハラ等やDVの防止と被害者支援の施策</li> <li>事業者への情報提供と必要な支援の施策</li> <li>前号に掲げるもののほか、必要な施策</li> </ol> <p><b>拠点施設（第14条）</b></p>
<p><b>第4章 苦情調整機関（第15条～第22条）</b></p>	
<p>性別等に起因する人権侵害や区が実施する男女共同参画施策についての申出を処理する苦情調整委員会に関する規定</p>	<p><b>設置（第15条）、申出の範囲（第16条）</b></p>
<p><b>第5章 墨田区男女共同参画推進委員会（第23条～第28条）</b></p>	
<p>男女共同参画施策に関する重要な事項を調査審議する推進委員会に関する規定</p>	<p><b>設置（第23条）、組織（第25条）</b></p>